

## 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、町全体の防災力の向上に結びつく町内会を中心とした自主防災会等の育成を促進して、防災組織体制の万全を期す。

〔総務課、住民防災課〕

### 第1 町の防災組織

#### 1 国見町防災会議

町は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

##### (1) 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条及び国見町防災会議条例（昭和37年条例第18号）による。

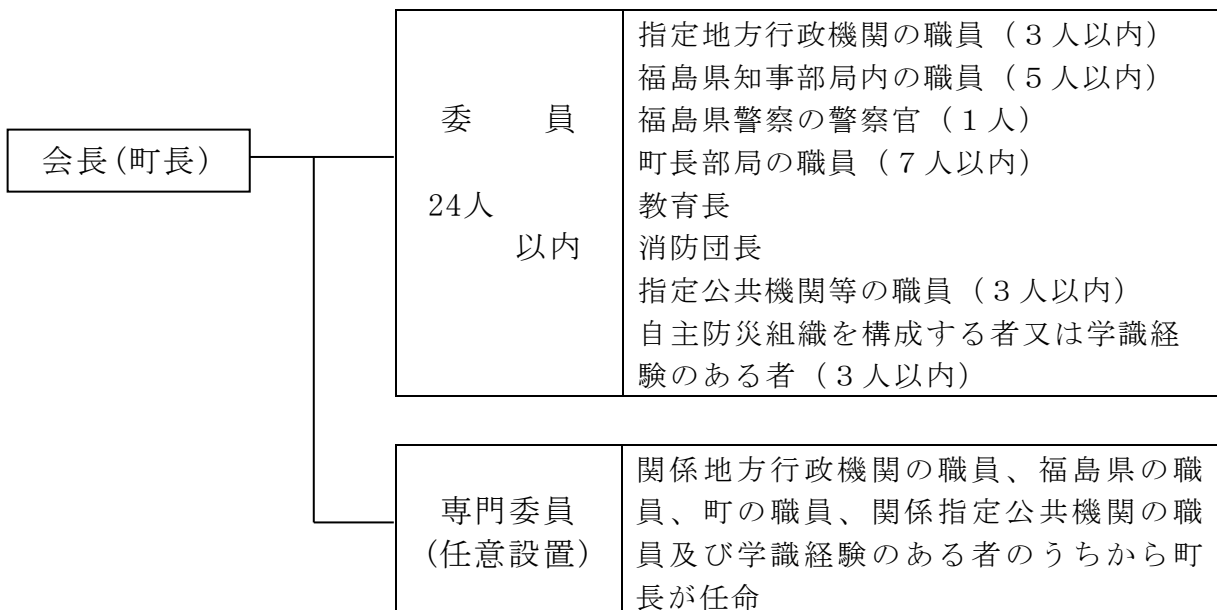
##### (2) 所掌事務

ア 町地域防災計画及び国見町水防計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

##### (3) 組織



2 国見町災害対策本部

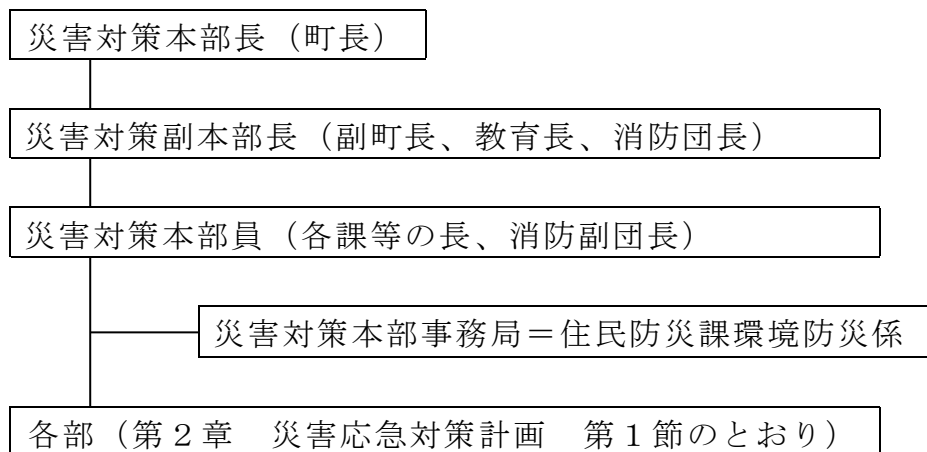
(1) 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び国見町災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）による。

(2) 所掌事務

町防災会議と緊密な連絡のもとに、町地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織



3 国見町水防本部

(1) 設置の根拠

水防法（昭和24年法律第193号）第32条に基づき定める国見町水防計画による。

(2) 所掌事務

洪水による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第2章 災害応急対策計画 第7節）のとおり。

(4) 町災害対策本部が設置された場合

町災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

4 国見町災害警戒本部

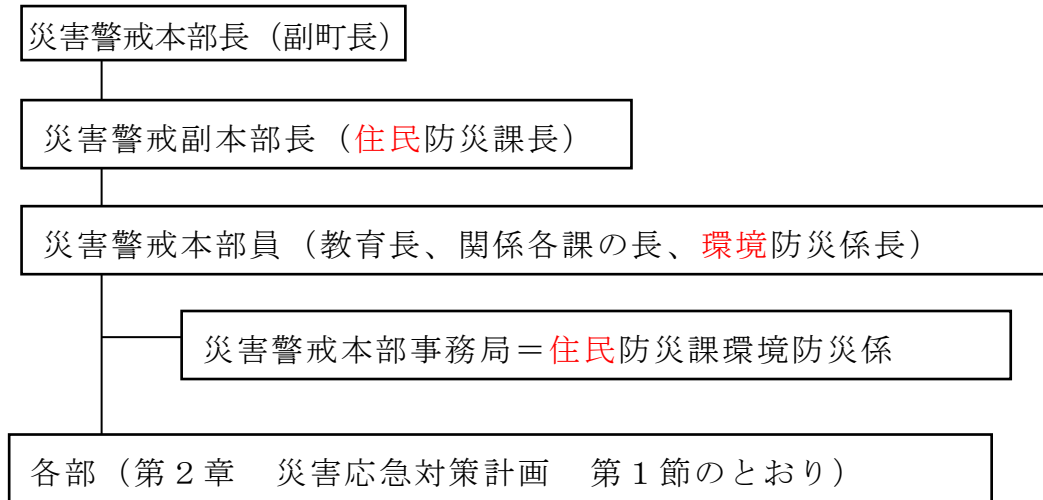
(1) 設置の根拠

国見町災害警戒本部設置要綱（平成29年1月13日訓令第1号）による。

(2) 所掌事務

国見町災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び国見町災害対策本部を設置しないで行う町内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織



## 第2 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、町地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

## 第3 自主防災組織

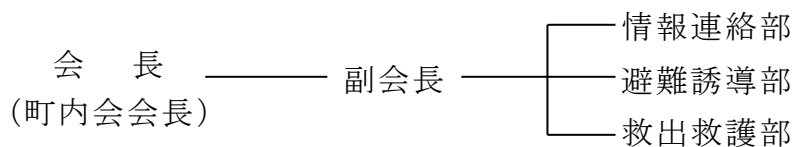
### 1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民自ら防災活動の推進を図るため、町内会を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが義務付けられている。

### 2 組織編成

町では、自主防災組織である自主防災会を全町内会に設立しており、規約に基づく主な組織編成は、次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第17節 自主防災組織の充実強化」のとおりである。



## 第4 応援協力体制の整備

### 1 他市町村との相互応援協定

町は、大規模災害時において、他市町村との相互応援が必要となる場合に備えて、「福島、宮城、山形広域圏」、「岐阜県池田町」、「北海道ニセコ町」「栃木県茂木町」「東北地方整備局福島河川国道事務所」との災害時相互応援協定を締結している。

さらに、町は、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくもの

とする。

- ・「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」

福島地方広域行政圏内（福島地方拠点都市地域管内）8市町村、仙南地域広域行政圏内9市町、相馬地方広域市町村圏内4市町村、亘理、名取広域行政圏内4市町、置賜広域行政圏内8市町 計33市町村

平成25年12月1日締結

- ・「岐阜県池田町との災害時相互応援協定」 平成25年5月28日締結

- ・「北海道ニセコ町との災害時相互応援協定」 平成25年11月19日締結

- ・「栃木県茂木町との災害時相互応援協定」 平成29年11月10日締結

- ・「東北地方整備局福島河川国道事務所との災害時相互応援協定」

平成30年11月1日締結

## 2 県内防災関係機関の相互応援

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡調整して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

## 3 消防の相互応援

伊達地方消防組合は、隣接市町及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域的な応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び政令都市等の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

## 4 県、指定地方行政機関、他市町村からの職員派遣要請に対応するための資料整備

町は、県知事もしくは指定地方行政機関の長又は他市町村長から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

## 5 経費の負担

指定地方公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

## 6 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、町の各課等は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

## 第5 広域航空消防防災応援体制の確立

町は、大規模災害発生時における福島県消防防災ヘリコプターの迅速かつ効果的な応援体制を確立するため、福島県消防総合応援協定に基づき、非常時の体制整備に協力するほか、町内に場外臨時離着陸場を2か所指定しており、以下の活動が行える体制確立に努めるものとする。

- 1 傷病者が発生した場合の医師及び医療機材等の輸送活動
- 2 交通遮断地区からの被災者の救出及び緊急輸送等の救助・救急活動
- 3 被災地への緊急物資、医薬品、応援要員等の輸送活動
- 4 上空からの被害状況の把握、住民への避難誘導、情報の収集・伝達活動
- 5 火災時の交通遮断地区への消火資機材、消火要員の輸送等の火災防御活動
- 6 地震災害危険か所の調査活動
- 7 防災訓練への参加
- 8 住民への災害予防広報活動

## 第6 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の管理者は、消防法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図るものとする。

## 第7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電話・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実行性ある業務継続計画を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

## 第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分に機能し、活用できる状態に保つために、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

〔住民防災課〕

### 第1 防災情報通信施設設備の整備

#### 1 町防災行政無線の概要

防災行政無線は、災害により緊急事態が発生し、N T T等の通信網が寸断された場合、町内の情報を収集するうえで非常に有効な手段となる。

現在町では庁舎を基地局とし移動系防災行政無線（車載用20台（公用車5台、消防車15台）、携帯用19台）の整備がされており、通常は行政に必要な通信連絡回線として使用しているが、災害時には被害状況の迅速、的確な情報の収集、災害対策本部からの緊急指令等に機能を発揮する。

また、全国瞬時警報システムと連動した防災行政無線デジタル同報系施設（親局・屋外拡声子局・戸別受信機）及び緊急速報（エリア）メールによる、住民への瞬時の情報伝達により迅速な避難の実現と、被害の回避又は最小化を図るとともに、すでに運用している屋外拡声子局の難聴区域の解消に努めながら、地理的条件による難聴区域の解消について検討するものとする。

災害時において、各地区避難所と災害対策本部間の連絡にはデジタル同報系の双方向局による音声通話を使用するが、停電により使用できなくなるときは、移動系局を運用し、相互連絡体制の確保を図るよう検討する。

#### 2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始し、平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

## 第2 その他通信網の整備・活用

### 1 非常通信体制の充実強化

町及び防災関係機関は、大規模停電も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

#### (1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

#### (2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

### 2 その他通信連絡網の整備・活用

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用のほか、携帯電話の通信エリアの拡大や緊急速報メール、衛生通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

### 3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

## 第3 通信手段の周知

町は、町民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、町民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

### 第3節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

〔住民環境防災課、福島地方気象台、福島河川国道事務所、保原土木事務所〕

#### 第1 気象観測施設等

町内における気象等観測機器の設置状況は次のとおりである。

##### 1 複合観測計（風向・風速、日照、日射、雨量、温度・湿度）

管理機関	観測所名	所在地	観測員名
国見町	国見町役場	国見町大字藤田字一丁田二1番7	住民防災課

##### 2 雨量計

管理機関	観測所名	所在地	観測員名
国見町	内谷観測所	国見町大字内谷字桐目木二地内	住民防災課

##### 3 水位観測所

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	通報先	管理者名	観測員
阿武隈川	伏黒量水標	伊達市大字下川原	3.00	4.00	福島河川国道事務所	福島河川国道事務所	福島河川国道事務所
滝川	滝川量水標	国見町大字森山	1.15	1.75	保原土木事務所	保原土木事務所	保原土木事務所

（阿武隈川における水位観測所については、町内には設置していないため伊達市伏黒水位観測所のデータを参考としている。）

##### 4 オンライン地域気象情報提供システム（A D E S S）

県は、福島地方気象台から気象、地象及び水象情報の提供を受け、福島県総合情報通信ネットワークシステムの端末機により町へ伝達される。伝達される情報の内容は次のとおりである。

- （1）気象注意報
- （2）気象警報
- （3）地震情報
- （4）台風情報
- （5）アメダス（A M e D A S）
- （6）天気予報



- (7) 気象レーダー情報
- (8) 気象情報
- (9) 土砂災害警戒情報
- (10) ナウキャスト（降水、雷、降雹）
- (11) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報

#### 5 統一河川情報システム

（一財）河川情報センターが気象庁のデータ及び独自のシステムにより気象情報、河川水位情報等を、専用端末機を通じ町へ提供する。提供される情報の内容は次のとおりである。

##### (1) 雨量情報

- ア 雨量観測所概況図（10分更新）
- イ 時間雨量概況表（10分更新）
- ウ 時間雨量現況表（10分更新）
- エ 時間雨量経過表（10分更新）
- オ 時間雨量グラフ（10分更新）
- カ 日雨量現況表（1日更新）
- キ 日雨量経過表（1日更新）
- ク 日雨量グラフ（1日更新）

##### (2) 雪情報

- ア 毎時刻積雪深状況（1時間更新）
- イ 日降雪量・積雪深一覧表（8時又は16時更新）

##### (3) 水位情報

- ア 水位流量観測所概況図（1時間更新）
- イ 時刻水位量概況表（10分更新）
- ウ 時刻水位流量現況表（10分更新）
- エ 時刻水位流量経過表（10分更新）
- オ 時刻水位流量グラフ（10分更新）
- カ 水位流量伝播グラフ（1時間更新）

##### (4) 警報

- ア 警報発表状況一覧表
- イ 雨量・水位概況一覧表
- ウ 洪水予警報
- エ 水防警報状況図
- オ 水防警報

##### (5) その他

臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

## 第2 気象観測体制の充実

町は、自然災害を未然に防止するため、気象観測施設等の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

## 第4節 水害予防対策

本町の河川は、国直轄管理の阿武隈川については「平成の大改修」によりほぼ改修済とはなるが、それに注ぐ阿武隈川水系の中小急流河川の整備が遅れている場所があり、台風等の異常降雨による災害の発生も見られる。また、町内における宅地化の進展、排水路等の改良に伴い、河川流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。また、気候変動等の影響により甚大な水害が全国で頻発している。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、ダム、海岸、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

〔建設課、住民防災課、福祉課、教育委員会、福島河川国道事務所、県北建設事務所、保原土木事務所〕

### 第1 河川対策

#### 1 現状

本町には、国直轄管理の阿武隈川をはじめ、阿武隈川水系の県管理滝川、牛沢川、佐久間川、普蔵川、上泉川の1級河川と、これら1級河川に注ぐ町管理の玉川、久保田川、滑川、武士沢川、龍護院川、熊笹川などがある。

部分的には改修の済んだ河川もあるが、依然として河川の整備状況は低水準にあり、このような状況で台風等による大雨が発生した場合、地盤の低い地区あるいは河川の合流点においては洪水、浸水等により大きな被害が発生するおそれがある。

#### 2 計画

町内の中小河川が合流する阿武隈川及び1級河川については、重要水防箇所指定されている箇所を最優先とし、流域全体の安全度を高めるため、関係各機関に早期の改修を要望していくものとし、中小河川の改修については、大河川の整備との整合性を図りながら、また、将来の土地利用計画を踏まえ、国、県の協力を得て計画的に改修を図ることとする。

#### 3 洪水ハザードマップ整備の促進

- (1) 町は、水防法の規定により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他

の者へ周知するものとする。

- (2) 町は、洪水等の浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、町地域防災計画（資料編）にその施設の名称及び所在地を定める。

また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。

なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直すものとする。

- (3) また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、防災行政無線（同報系）や広報車で当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等を伝達する。

- (4) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

## 第2 下水道対策

### 1 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活雑排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市部集中は、都市部河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。

これらの問題解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

本町における下水道普及率は令和2年度末現在で49.6%と県平均の令和2年度末54.5%を下回った水準にある。なお、本町においては、雨水は処理していない。

### 2 計画

計画区域内における下水道の整備は完了しているが、町は、県及び関係機関の協力を得て住民生活を災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、下水道普及率の向上に努める。

### 第3 農業用水利基幹施設等対策

#### 1 現状

基幹的農業水利~~農業用水利~~基幹施設（農業用河川工作物、ため池等）は、町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により、適切に機能していないものもある。特に本町には、貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のため池が26か所あり、その多くが明治時代以前に建造された老朽化したため池であり、台風等の水害により被害を受けた場合、下流地域において大きな災害を発生させるおそれがある。

#### 2 計画

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池等）の整備については、土地改良事業等の長期計画により、県の協力を得ながら、緊急性の高い地区より順次整備を進める。また、農業用排水路等については、必要に応じて改修、新設などの事業を推進する。

また、豪雨等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

### 第4 災害危険箇所

本計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは、本計画「資料編 第2、1、(4)」に定める「重要水防区域」一覧表のとおりである。

## 第5節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある場所は、土石災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、町内各地に存在することから、町防災マップにより住民に周知している。土砂災害を未然に防止するため、町及び関係機関は以下のような土砂災害に対する対策を講じるものとする。

〔建設課、住民防災課、福祉課、〕

### 第1 土砂災害が発生するおそれがある箇所

町内で土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は次のとおりである。

- 1 土石流危険溪流
- 2 地すべり危険箇所
- 3 急傾斜地崩壊危険箇所
- 4 土砂災害警戒区域等
- 5 落石危険箇所

### 第2 土砂災害危険箇所について

#### 1 現状

上記第1のうち土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所をいい、県が公表したものである。町内には23か所の土砂災害危険箇所があり、これを基に県において土砂災害警戒区域の指定を進めている。

#### 2 計画

現状を踏まえ、町では防災マップ等で周知するとともに、土砂災害警戒区域と合わせて避難指示等の対象として、とるべき避難行動の周知を図るものとする。

### 第3 土石流対策

#### 1 現状

町内の砂防指定地域は10か所、土石流危険溪流は23か所あり、それらの対策として砂防ダム等によって整備を図っている。

#### 2 計画

町は、台風等の大雨により土砂災害が甚大になると想定される土石流危険溪流については、土石流対策事業の促進を関係機関に要請するとともに、危険箇所への標識設置等による住民への周知徹底及び警戒、避難のための観測体制の強化を推進する。

### 第4 地すべり対策

## 1 現状

地すべり危険箇所では、台風等の大雨により地すべりが発生し、地域の人家及び公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

本町の地すべり危険箇所は大字鳥取字大猪沢地内の上泉川下流の約60haの1か所が指定されている。

## 2 計画

町は、地すべりによる災害を未然に防止するため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行い、警戒、避難のための観測体制を強化するとともに、地すべり対策事業の促進を関係機関に要請する。

## 第5 急傾斜地崩壊対策

## 1 現状

急傾斜地では、台風等の大雨により崖地崩壊が発生し、地域住民の生命、財産に大きな被害を与えることが予想される。

町の急傾斜地崩壊危険箇所は山崎字大坂地内、山崎字北古館地内、藤田字北地内の3か所であり、この地域にある保全人家戸数は約30戸である。

## 2 計画

台風等の大雨により、崖崩れ災害が発生すると予想される危険箇所については、国、県の協力を得ながら急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。また、危険箇所への標識設置等による住民への周知徹底及び警戒、避難のための観測体制の強化を推進する。

## 第6 土砂災害警戒区域等の指定

## 1 現状

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

令和4年1月1日現在、町内では土砂災害警戒区域として土石流23か所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流16箇所を指定している。

## 2 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

- (1) 町は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、町地域防災計画（資料編）にその施設の名称及び所在地を定める。

また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。

なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直すものとする。

(2) また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、防災行政無線（同報系）や広報車で当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等を伝達する。

(3) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

### 3 計画

町は、地域防災計画に基づいて地区ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップを配布する。

## 第7 道路落石等防止対策

### 1 現状

本町において落石のおそれがある箇所は、県道白石国見線の小坂峠付近にみられ、大雨等の災害により落石、法面崩壊等が発生し、交通網の寸断と住民生活の安定を損なうおそれがある。

### 2 計画

道路利用者の交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、道路管理者が定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を要請し、安全の確保に努める。

## 第8 治山対策

### 1 現状

本町の保安林面積は、民有林187.05haで全森林の13%を占めている。これらすべては、土砂流出防備保安林のうち水源かん養保安林が16.35haであり、山地の崩壊防止等に大きな役割を果たしている。

### 2 計画

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から町民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業を柱として計画的に要請していくものとする。



## 第9 森林整備対策

### 1 現状

本町の林野は、1,447ha（すべて民有林）で町土面積の約38%を占めている。これら森林のもつ水源かん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

### 2 計画

町は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

## 第10 宅地防災対策

### 1 現状

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を県に提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて県が防災工事の勧告改善命令を行う。

### 2 計画

町は、県とともに宅地造成に伴う災害防止のため、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づき、必要な防災対策を行うよう指導する。

## 第11 二次災害予防対策

町は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等について、あらかじめ検討しておくものとする。

## 第6節 雪害予防対策

大雪等による被害から交通、通信及び電力等の生活関連施設を確保し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、関係機関は以下のような雪害に対する対策を講じるものとする。

〔建設課、各道路管理者、東日本電信電話（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）福島電力センター、東日本旅客鉄道（株）福島支店〕

### 第1 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、各道路管理者は、迅速かつ的確な除雪体制の整備を図る。また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結防止剤の散布による凍結の防止や、看板等により路面状況並びに交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

### 第2 鉄道輸送の確保

冬期間の輸送を確保するため、東日本旅客鉄道（株）福島支店においては、融雪用機材の整備、保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

ただし、短期間の集中的な大雪時は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

### 第3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備、点検及び要員等の確保について計画的な推進を図るものとする。

## 第7節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

なお、大規模な火事災害対策及び林野火災対策については「第4編 事故対策編」に定める。

〔住民防災課、建設課、伊達地方消防組合、消防団〕

### 第1 消防力の強化

#### 1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防資機材等の整備に当たっては、年次計画を立て、各種補助事業等を活用して充実強化を図り、また、消防職員、町消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

#### 2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備、及び河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

#### 3 救助体制の整備

伊達地方消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は、自主防災会等にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

### 第2 広域的な応援体制の整備

町及び伊達地方消防組合は、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

### 第3 火災予防対策

#### 1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町、伊達地方消防組合及び町消防団は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### 2 住宅防火対策の推進

町、伊達地方消防組合及び町消防団は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や、住宅用火災警報器等の普及に努める。特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

### 3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は、防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

### 4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、伊達地方消防組合は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に大規模店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

### 5 火災原因調査

伊達地方消防組合は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

## 第4 初期消火体制の整備

### 1 消火器等の普及

町及び伊達地方消防組合は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、町消防団の協力を得ながら各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の早期設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

### 2 自主防災組織の初期消火体制

町は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、伊達地方消防組合及び町消防団の協力を得て、自主防災会を中心とし、消火訓練や防火防災講習会等を通じて初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### 3 家庭での初期消火

町及び伊達地方消防組合は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

## 第5 火災拡大要因の除去計画

### 1 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

### 2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

### 3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、伊達地方消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

## 第8節 建造物及び文化財災害予防対策

本町における建造物の約7割は木造建築物であるが、公共施設を中心として非木造建築物も建造されており、その用途や設備も多様化していることから、建造物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

[建設課、企画調整課、教育委員会、伊達地方消防組合、消防団]

### 第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

#### 1 民間の建造物

町は、建築物の不燃性及び安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、県の関係機関と連携し、民間の建造物について、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性、耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

#### 2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、必要に応じて耐震性、耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

### 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、県の指定する特殊建築物の所有者は、県の指導のもと必要に応じ、建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

### 第3 文化財災害予防対策

#### 1 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

#### 2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

### 3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

### 4 予防査察の徹底

伊達地方消防組合は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

### 5 訓練の実施

町、町教育委員会、伊達地方消防組合、消防団及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

## 第9節 電力、ガス施設災害予防対策

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

[東北電力ネットワーク（株）福島電力センター、（社）福島県エルピーガス協会、町内LPガス販売事業者]

### 第1 電力設備災害予防対策（東北電力ネットワーク（株）福島電力センター）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調についても定めておくものとする。

#### 1 災害予防のための設備計画

##### （1）風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

##### （2）水害対策

###### ア 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

地中電線路については、ケーブルヘットの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

###### イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物構造上、これらの防水対策の不可能な個所では、屋内機器のかさあげを実施するものとする。また、屋外機器は基本的にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処するものとする。

##### （3）雷害対策

###### ア 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。



イ 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行うものとする。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

(4) 雪害対策

ア 送電設備

鉄塔には、耐雪設計及び耐雪結構を採用し、電線に難着雪化対策を行うものとする。また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象情報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

イ 水力発電・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施するものとする。

2 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検並びに自家用需要を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

3 災害対策用資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(2) 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(3) 災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

4 防災訓練の実施

(1) 災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、町等が実施する防災訓練にも積極的に参加するものとする。

## 第2 ガス施設災害予防対策（（社）福島県エルピーガス協会、町内LPガス販売事業者）

### 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

### 2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

#### （1）LPガス設備の強化計画

##### ア 容器の転落、転倒防止措置

容器の転落、転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることとはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施するとともに、定期点検を実施するものとする。

##### イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

##### ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブ等の閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

#### （2）情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うため、情報通信設備を整備しておくものとする。

#### （3）防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

##### ア 修理用工具類

##### イ 車両、機械

##### ウ 点検用工具類

##### エ 非常食、飲料水

##### オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

（4）復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ、（一社）福島県LPGガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

（5）防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町及び県の地域防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

（6）防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

## 第10節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

[建設課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、東日本高速道路（株）福島管理事務所]

### 第1 県指定の緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、町内を通る路線は以下のとおりである。

- 1 第1次確保路線（県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線）
  - ・東北自動車道 桑折町境～宮城県境
  - ・国道4号 桑折町境～宮城県境
- 2 第2次確保路線（県災害対策地方本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線）
  - ・主要地方道白石国見線 国道4号～国見I C
  - ・主要地方道浪江国見線 国道4号～桑折町境
  - ・県道五十沢国見線 国道4号～伊達市境
- 3 第3次確保路線（第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路）
  - ・町内においては該当なし。

### 第2 町緊急輸送路の指定

町は、町内における緊急輸送を確保するため、町緊急輸送路を以下のとおり指定する。

#### 1 第1次確保路線

町災害対策本部と各地区避難所等を結ぶ路線で、最優先に確保すべき路線

- ・役場（災害対策本部）と観月台文化センターを結ぶ路線
  - 県道赤井畑国見線 役場～文化センター入口
  - 町道2112号線 全線
- ・役場（災害対策本部）と児童高齢者福祉施設（藤田保育所、デイサービスセンター）を結ぶ路線
  - 県道赤井畑国見線 役場～町道2091号
  - 町道2091号線 全線
  - 町道2092号線 町道2091号～児童高齢者福祉施設入口
- ・役場（災害対策本部）と国見小学校を結ぶ路線

- 町道 2 1 2 9 号線 役場～2 0 6 8 号交差部分まで
- 町道 2 0 6 8 号線 2 1 2 9 号～小学校東口まで
- ・役場（災害対策本部）と上野台運動公園を結ぶ路線  
（国道 4 号 県指定第 1 次確保路線）
- 町道 3 0 1 2 号線 国道 4 号～3 1 6 5 号
- 町道 3 1 6 5 号線 3 0 1 2 号～総合運動場入口
- ・役場（災害対策本部）と県北中学校を結ぶ路線  
（国道 4 号 県指定第 1 次確保路線）
- ・役場（災害対策本部）と小坂農村総合管理センター、特別養護老人ホーム国見の里、国見町小坂くらし館を結ぶ路線  
（国道 4 号 県指定第 1 次確保路線）  
（主要地方道白石国見線 県指定第 2 次確保路線）
- 主要地方道白石国見線 国見 I C～農村総合管理センターまで
- ・役場（災害対策本部）と森江野町民センター、くにみ幼稚園を結ぶ路線  
（県道五十沢国見線 県指定第 2 次確保路線）
- 町道 5 号線 県道五十沢国見線～幼稚園、町民センターまで
- ・役場（災害対策本部）と大木戸ふれあいセンターを結ぶ路線  
（国道 4 号 県指定第 1 次確保路線）
- 町道 1 1 2 号線 国道 4 号～4 0 8 4 号まで
- 町道 4 0 8 4 号線 1 1 2 号～ふれあいセンターまで
- ・役場（災害対策本部）と国見東部高齢者等活性化センターを結ぶ路線  
（県道五十沢国見線 県指定第 2 次確保路線）
- ・役場（災害対策本部）と通所介護日和くにみを結ぶ路線  
（国道 4 号 県指定第 1 次確保路線）  
（主要地方道白石国見線 県指定第 2 次確保路線）
- 町道 1 0 5 8 号線 2 0 2 6 号～通所介護日和くにみまで

## 2 第 2 次確保路線

第 1 次確保路線以外の主要地方道、県道及び 1 級 2 級の各町道

## 第 3 ヘリコプター臨時離着陸場

災害時の空路からの物資受入れ拠点として、県のヘリコプター臨時離着陸場に指定されている箇所は以下のとおりである。

- ・指定箇所

国見町上野台運動公園総合運動場 国見町大字森山字上野台 7 番地  
面積 2 9, 0 6 7 m<sup>2</sup>

#### 第4 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図るものとする。

## 第11節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等、いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、教育委員会、伊達地方消防組合、消防団、その他関係機関〕

### 第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、「第2章 災害応急対策計画第10節 避難」に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般町民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難などがががえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

#### 1 避難指示等の発令基準

##### (1) 避難指示等の判断基準の策定について

町は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設

定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、町は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ア 町は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、町に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

(2) 指定行政機関等による助言



町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、  
県（危機管理総室）

### （3）留意事項

ア 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無当に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 駅、道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 2 避難指示等の伝達方法

このことについては、「第2章第10節」を参照するものとする。

#### 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第1章第11節第2・第3・第4」を参照するものとする。

#### 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第1章第11節第5」を参照するものとする。

誘導方法については、「第2章第10節」を参照するものとする。

#### 5 指定避難所開設に伴う避難者被災者救援措置に関する事項

##### （1）給水・給食措置

###### ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

#### イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

#### ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

#### エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供に当たっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

### (2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

### (3) 衣料、日用必需品の支給

#### ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

#### イ 避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

#### (4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

#### (5) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

#### (6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要と

なる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

## 6 指定避難所の管理に関する事項

### (1) 避難所の管理・運営責任者（原則として町職員を指定）及び運営方法

#### ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

#### イ 運営責任者の役割

- (ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、町の行政機関(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営に当たって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

#### 【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応

食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいをづくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用にも努めること。

## (2) 避難受入中の秩序保持

### ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるに当たっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものと

する。

#### イ 防火・防犯対策

(ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。

(イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。

(ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

#### (3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地域の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から都道府県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

#### (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

#### (5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において

対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じ、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

## 7 指定避難所の整備に関する事項

### (1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者(医療的ケア児を含む)等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

### (2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

### (3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

#### (4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

#### (5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

### 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

#### (1) 情報の伝達方法

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

#### (2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第1章第18節第3・第9」を参照するものとする。

#### (3) 避難所における配慮等

このことについては、「第1章第16節第10」を参照するものとする。

#### (4) 老人デイサービスセンターの活用等

このことについては、「第1章第16節第10」を参照するものとする。

### 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項



- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行  
このことについては、「第1章第9節第6」を参照するものとする。
- (2) 標識、誘導標識等の設置  
町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 住民に対する巡回指導  
このことについては、「第1章第9節第6」を参照するものとする。
- (4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等  
町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

## 第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

### 1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難所を近接市町に設けるものとする。

- (1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
- ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑

動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の解放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

## 2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の解放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

## 3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

## 4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

## 5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

## 6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易別途、非常用電源、衛星電話等の通信機器等のほか、空調、洋式

トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

町は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

### 第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

#### 1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設などを福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携に努めるものとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者を受入、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として

要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの三つ（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

## 2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

## 3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

## 4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

## 5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

## 6 指定した避難所の運営・管理

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

(1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(2) 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、常用電源、衛生携帯電話等の通信機器等のほか、空調、様式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。

- (3) 町は、指定避難所又は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (4) 町は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家と定期的な情報交換に努めるものとする。
- (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
- (10) 新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

#### 第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

- 1 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
- 2 地域との事前協議
 

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。
- 3 学校を指定する場合の措置
 

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。
- 4 県有施設の利用
 

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定

避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

#### 5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や、または避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速に開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

### 第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しい場合は、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど、安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

### 第6 避難場所等の居住者等に対する周知

町は、風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難経路等について周知徹底するとともに、指定避難緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、町民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報

が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布物又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

## 第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

### 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法

- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

## 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討する
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

## 3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

## 4 その他の防災上重要な施設の避難計画

町内に立地する工場や事業所、あるいは駅、店舗等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

## 第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

## 第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平時から自分の避難



行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- 1 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- 2 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- 3 避難の際に持ち出すものや避難経路を確認すること。
- 4 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

## 第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、町内全域あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、公立藤田総合病院及び町内医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

町は、県及び関係機関と連携し、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

〔ほけん課、住民防災課、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、公立藤田総合病院及び町内医療機関〕

### 第1 医療（助産）救護体制の整備

#### 1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、公立藤田総合病院及び町内医療機関と調整をし、その体制の確立を図る。

また、町は、伊達市・桑折町・川俣町とともに、伊達医師会との間に、平成18年8月9日、「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時においては、その協定に基づき医療救護活動に対する協力を要請する。

なお、町内の災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災会の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と町民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

#### 2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、県の定める「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

#### 3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

#### 4 後方医療体制の整備

救護所や公立藤田総合病院及び近隣の救急告示医療機関等では対応できない重傷病者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関については、県及びその他の関係機関に整備充実を要請する。

#### 5 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定（町民運動場及び上野台運動公園総合運動場）と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

## 第2 防疫体制

1 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

被災地において、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立について、県に要請する。

## 第3 応援医療体制の整備

災害時、町内に多くの負傷者が発生した場合、公立藤田総合病院及び町内医療機関における医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生ずる可能性があるため、町及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整、整備を図るとともに、その情報連絡体制について関係機関と協議の上、整備を図るものとする。

### 第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民は、3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

〔税務課、住民防災課、産業振興課、上下水道課、ふくしま未来農業協同組合、商工会〕

#### 第1 食料、生活物資の調達及び確保〔産業振興課、ふくしま未来農業協同組合、商工会〕

##### 1 食料

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめふくしま未来農業協同組合、町商工会等食料関係機関、生産者等と食料調達に関する協定の締結について検討する。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行ったりするなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の一日分程度を目安に行うこととし、近接する市町間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災会や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努めるものとする。

##### 2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の

備蓄を行うとともに、ふくしま未来農業協同組合、町商工会及びその他小売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、災害時要援護者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討するものとする。

- (3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災会や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

## 第2 飲料水の確保〔上下水道課〕

### 1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に町民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災会や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、県と協力し、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

### 2 資機材等の整備

町は、応急飲料水確保対策のため、非常用飲料水兼用防火水槽の設置について検討する。

また、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ

袋等資機材の整備に努める。

### 第3 防災資機材等の整備〔住民防災課〕

#### 1 防災資機材の整備

町及び伊達地方消防組合は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

#### 2 備蓄倉庫等の整備

町は、役場敷地内、道の駅及び避難所に設置している防災倉庫の備蓄品として、食料及び防災資機材等の整備充実を図るとともに、備蓄倉庫として学校等の活用についても検討を行うものとする。

また、地域特性や災害特性により必要となる資機材も異なってくることから、自主防災会との協議を十分に行い、必要資機材の検討を進めるものとする。

### 第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立〔住民防災課〕

#### 1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

#### 2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また町は、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

### 第5 罹災証明書発行体制の整備〔税務課、住民防災課〕

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付や被災者再建支援を迅速かつ効果的に行うため、当該業務を支援するシステムの早期導入に努めるとともに、活用を図るものとする。

## 第14節 航空消防防災体制の整備

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

[住民防災課、伊達地方消防組合、福島県消防防災航空センター]

### 第1 ヘリコプターの活動目的

ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

#### 1 救急・救助活動

- (1) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- (2) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (3) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (4) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

#### 2 災害応急対策活動

- (1) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (2) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (3) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

#### 3 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 火災における情報収集、伝達、避難誘導等の広報と作戦指揮

#### 4 災害予防対策活動

- (1) 災害危険箇所等の調査
- (2) 各種防災訓練等への参加
- (3) 災害予防の広報

## 第15節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人一人が日ごろから災害に対する正しい知識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

〔住民防災課、教育委員会、伊達地方消防組合〕

### 第1 住民に対する防災教育

#### 1 防災知識の普及啓発

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動を基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

##### (1) 実施の時期

ア	風水害予防に関する事項	5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
イ	土砂災害予防に関する事項	
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
ウ	火災予防に関する事項	
	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
エ	雪害予防に関する事項	12月～3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
オ	地震災害に関する事項	
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

##### (2) 普及の内容

町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図



るものとする。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- イ 地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険個所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難等発令時にとるべき行動
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- カ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

### （3）普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

### （4）地域防災力の強化

町は、地域に根差した防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活動するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## 第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、大規模店舗等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

## 第3 防災対策要員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する職員に対し、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施するものとする。

## 第4 学校教育における防災教育

### 1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として児童、生徒及び教職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

### 2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、段階に応じて内容を工夫し実施するものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により、避難訓練の活性化を図ることが重要である。

### 3 教科目による防災教育

教科においては、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

### 4 教職員に対する防災研修

防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

## 第16節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

〔住民環境防災課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関〕

### 第1 総合防災訓練

#### 1 概要

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて町民の防災意識の高揚を図るものとする。

町は、毎年総合防災訓練を実施するとともに、総合防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、多数の町民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

#### 2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（災害時要援護者誘導を含む。）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信

- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

## 第2 個別訓練

### 1 概要

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

#### (1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、町民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

#### (2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実際の際は、県総合情報通信ネットワーク、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

#### (3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

#### (4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

#### (5) 町は、避難所の開設、連絡や運営体制等を確認するため、自主防災会の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。

#### (6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ、住民避難訓練等を通じ住民の土砂

災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

### 第3 事業所、自主防災会及び住民等の訓練

#### 1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

#### 2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、町、伊達地方消防組合及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

#### 3 自主防災会等における訓練

自主防災会は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び伊達地方消防組合の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災会等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災会等の活動を支援するものとする。

#### 4 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

### 第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後に地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に

機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図り、次回の訓練に反映させるものとする。

## 第17節 自主防災組織の充実強化

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災会を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災会において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

なお、本町では、自主防災組織である自主防災会を全町内会に設立しており、地域における自主防災活動を積極的に推進することとしている。

〔住民防災課、伊達地方消防組合〕

### 第1 自主防災組織の育成

町及び防災関係機関は、自主防災会における自主防災活動の充実を促進するため、町民に対し自主防災会の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて町民の連帯意識の醸成に努めるものとする。

なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は、自主防災会の計画的な育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図られるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災会リーダーのための研修を行い、さらに自主防災会の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

### 第2 自主防災組織の編成

自主防災会の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会単位で編成している。

### 第3 自主防災組織の活動

#### 1 自主防災計画の策定

自主防災会は、災害に対し効果的な活動ができるよう、必要に応じ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法

- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

## 2 日常の自主防災活動

### (1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、各地区の民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要支援者の確認にも努めるものとする。

また、災害が発生すると地区住民の速やかな安否確認が必要となることから、各自主防災会ごとに安否確認用名簿の作成に努めるものとする。

### (2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、会員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災会が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

#### ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

#### イ 消火訓練

初期消火又は火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

#### ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、伊達地方消防組合が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法等の習熟に努めるとともに、伊達地方消防組合・県北保健福祉事務所・日本赤十字社等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

#### エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保や、配給方法などについて習熟を図る。



#### オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

#### (3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災会は、災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

### 第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防犯体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の経営者から一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

また企業は、豪雨や防雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

## 第5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として国見町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

## 第18節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、社会福祉協議会、公立藤田総合病院〕

### 第1 国見町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

#### 1 国見町地域防災計画において定める事項

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、本計画において以下の事項を定めるものとする。

##### (1) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者とは、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等をいう。

##### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、具体的には以下の者（居宅で生活する者に限る）とする。

- 1 要介護者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者及び要支援者）
- 2 身体障がい者（身体障がい者手帳1～3級所持者）
- 3 知的障がい者（療育手帳A・B所持者）
- 4 精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級所持者）
- 5 一人暮らし高齢者（75歳以上の者）
- 6 高齢者のみの世帯の者（80歳以上の者）
- 7 その他、町長が特に認める者

##### (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

地域の支援団体に情報を開示することへの同意を含め、町関係部局が情報収集を行い、共有の方法は、関係機関共有方式とする。

ただし、平常時において、地域の支援団体に情報を開示することに同意し、要配慮者として登録を希望する者は手上げ方式とし、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。名簿作成に必要な個人情報は、町関係部局が本人の同意を得て収集し作成した名簿

によることとし、次の情報から必要情報を抽出し町関係部局で管理する。

- 1 住民基本台帳
- 2 介護保険被保険者台帳
- 3 身体障がい者手帳所有者情報
- 4 療育手帳所有者情報
- 5 精神障がい者保健福祉手帳所有者情報
- 6 高齢者世帯台帳

また、必要情報とは次の情報とする。

- 1 氏名
- 2 性別
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 電話番号
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 世帯員状況
- 8 住居の状況
- 9 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無）
- 10 緊急時の連絡先

(4) 名簿の更新に関する事項

原則として、年1回は避難行動要支援者名簿（災害時要援護者台帳）及び登録台帳の追加・更新を行うとともに、適宜関係者の届け出により最新の情報に更新する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

平常時において、災害時要援護者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、国見町個人情報保護条例第6条第3項第6号及び第11条第1項第5号の規定を適用する。

緊急時（災害時）に、災害時要援護者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、国見町個人情報保護条例第6条第3項第4号及び第11条第1項第4号の規定を適用する。

また、地域の避難支援関係団体（以下「支援団体」という。）へ災害時要援護者情報を提供する場合は、情報収集時に支援団体への情報提供について本人から同意を得て収集した情報とし、守秘義務を確保するものとする。

対象となる支援団体は以下のとおりとする。

- ア 町内会及び自主防災会
- イ 国見町社会福祉協議会
- ウ 国見町民生児童委員協議会

エ 国見町消防団

オ その他町長が必要と認める団体

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

①避難指示等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼びかけ」等の高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うために、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

ア 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

②多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の種類に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、要配慮者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っただけでルールを決め、周知することとする。

2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府(防災担当)」に基づく「全体計画」を国見町地域防災計画の下位計画として位置づけ、国見町地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保

- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法 等

## 第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動用支援者の居住状況や避難支援を必要とする自由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の自体が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

### 2 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

### 3 名簿情報の提供と活用

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係

者には、避難行動支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動用支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する状況伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

#### 4 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係るよう配慮者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）は若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第3 個別避難計画の作成

#### 1 個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生児童委員、町社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用に支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

#### 2 個別避難計画の提供と活用

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他

の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

#### 第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

#### 第5 社会福祉施設等における対策

##### 1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

##### 2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

##### 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

##### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、



行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

#### 5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 第6 在宅者に対する対策

#### 1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

#### 2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

#### 3 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員、町内会、自主防災会等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの要配慮者に対してできるだけ複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災会等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

## 第7 病院入院患者等対策

病院においては、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する病室に受け入れるなど、特別な配慮を行うものとする。

## 第8 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする

- ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

## 第9 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## 第10 避難所における要配慮者支援

### 1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面で物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

### 2 福祉避難所の指定

- (1) 町は、要配慮者が生活相談等の必要な生活支援が受けられる、安心して生活ができる体制を整備した施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。
- (2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。  
なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (3) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

## 第19節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、町社会福祉協議会の運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島部〕

### 第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

### 第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

### 第3 ボランティアの受入れ体制の整備

#### 1 町からの情報提供

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとする。

#### 2 コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

する。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

### 3 ボランティア保険

町、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

## 第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを町社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

## 第20節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

〔住民防災課、伊達地方消防組合、町内危険物取扱事業者〕

### 第1 危険物施設災害予防対策

#### 1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、県及び消防関係機関と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

#### 2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

#### 3 事業計画

##### (1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

##### (2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

##### (3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

##### (4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動が行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

町及び伊達地方消防組合は、県と協力し、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講じるものとする。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- (1) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (2) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守

4 安全対策の強化

町は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の伊達地方消防組合による予防査察指導の強化、効率化を図る。

## 第21節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

〔住民防災課、産業振興課、建設課、防災関係機関、民間事業者・団体〕

### 第1 自治体間の相互応援協力

#### 1 市町村間の枠組み

##### (1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

##### (2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定締結に努める。

### 第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備え、町は、地域の実情に応じて、県に準じ物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

### 第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。